

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月25日（平成27年（行個）諮問第158号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第196号）

事件名：特定労働基準監督署長により本人が認定された遺族補償年金に関する資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成24年特定月日，特定労働基準監督署長により認定された遺族補償年金に関する資料，年金証書番号：特定番号，被災労働者：特定氏名特定年月日生」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，京都労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年6月1日付け京労発基0601第6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

法14条2号，3号及び7号により不開示とされた箇所については，労災認定に至る経緯を確認する理由により開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成27年5月7日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「平成24年特定月日，特定労働基準監督署長により認定された遺族補償年金に関する資料」に係る開示請求を行った。

イ これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，請求者がこれを不服として，平成27年6月28日付け（同月30日受付）で審査請求

を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成24年特定月日に、特定労働基準監督署から、請求者が支給決定を受けた労災請求に係る決定理由がわかる調査結果復命書文書一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4、5の①、18の③、18の④、21、26、27、28、29の①、30の①及び31の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、16、17、29の②及び30の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号5の②及び18の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開

示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号口の不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号18の①、18の④、19、22、23、25及び30の③の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、16、17、29の②及び30の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記(ア)②で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号18の①及び④、19、22、23、25及び30の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記(ウ)で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の

調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年9月25日付け厚生労働省発基0925第1号により諮問した平成27年(行個)諮問第158号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

(2) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3、5の②、18の①、18の②及び④の不開示部分は、特定事業場の印影等であり、特定事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下の表のとおり追加・修正する(下線部分が追加・修正部分)。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報(法14条該当号)			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き

3	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1 頁労働者数の人数部分, 5 頁ないし 9 頁調査結果欄, 1 1 頁 2 4 行目ないし 4 7 行目, 1 3 頁発病の時期, 1 5 頁 1 行目ないし 4 行目, 1 6 頁専門医の意見欄 8 行目 4 文字目ないし 1 7 文字目, 2 1 文字目ないし 1 3 行目 1 0 文字目, 4 0 行目 7 文字目ないし 3 5 文字目, 1 7 頁 9 行目 1 6 文字目ないし 2 1 文字目, 2 5 文字目ないし 1 3 行目 1 0 文字目, 2 2 文字目ないし 2 8 文字目, 3 2 文字目ないし 1 7 行目 2 6 文字目, 2 0 行目 1 7 文字目ないし 2 4 文字目, 2 0 頁事業場内の組織図における被災者以外の氏名部分, 2 3 頁項目 2 の 7 行目 4 文字目ないし 1 7 文字目, 2 1 文字目ないし 1 2 行目 1 0 文字目, 2 4 頁項目 2 の 1 3 行目 7 文字目ないし 3 5 文字目, 項目 3 の 7 行目 1 6 文字目ないし 2 1 文字目, 2 5 文字目ないし 1 1 行目 1 0 文字目, 2 2 文字目ないし 2 8 文字目, 3 2 文字目ないし 1 5 行目 2 6 文字目, 2 5 頁項目 3 の 3 行目 1 7 文字目ないし 2 4 文字目	○	○		○
1 6	聴取書 ②	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 2 3 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 1 5 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 1 3 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目及び 8 行目ないし <u>7 頁</u> 3 行目 (項目番号を除く。)	○			○
1 7	聴取書 ③	1 頁 2 行目 3 文字目ないし 2 1 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 1 8 文字目, 4 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目及び 8 行目ないし <u>8 頁</u> 1 2 行目 (項目番号を除く。)	○			○

1 8	保険給 付実地 調査復 命書	① 2頁1行目, 5頁ないし7頁の写真, 8 頁労働保険番号, 労働者数, 産業医選任状 況の記載, 11頁ないし14頁不開示部分 全て		○	○	○
		② 8頁印影部分		○		
		③ 1頁「6 調査対象者等」の(2)の 職・氏名, 8頁職名及び氏名部分	○			
		④ 4頁の写真	○	○	○	○
3 0	意見書 ④	① 医師署名及び印影部分	○			
		② 3頁3行目ないし7行目	○			○
		③ 4頁全て			○	○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年9月25日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年10月22日 審議
- ④平成28年12月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本
件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤平成29年2月2日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成24年特定月日、特定労働基準監督署長により認定された遺族補償年金に関する資料、年金証書番号：特定番号、被災労働者：特定氏名 特定年月日生」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号31の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検

討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書番号3（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、1頁労働者数の人数部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報であり、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、上記アを除く部分については、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者等の役職及び氏名であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 被聴取者等の役職及び氏名については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 聴取内容のうち、文書番号3の4頁「調査結果」欄の18行目13文字目ないし25行目3文字目については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に

不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 文書番号4（資料目次）、文書番号5（遺族補償年金支給請求書等）
①、文書番号18（保険給付実地調査復命書）③、文書番号21（組織図等）、文書番号26（健康診断受診状況総括表）、文書番号27（意見書①）、文書番号28（意見書②）、文書番号29（意見書③）①、文書番号30（意見書④）①及び文書番号31（労働者災害補償保険法49条に基づく照会について）の不開示部分について

当該不開示部分は、審査請求人以外の第三者の立場、役職、氏名（氏のみの場合を含む。）、署名、印影及び住所であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号5①の不開示部分は、審査請求人が労働基準監督署に提出した遺族補償年金支給請求書及び添付書類の署名及び印影並びに住所の記載であり、審査請求人が承知している情報と認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、文書番号21の組織図（役職及び氏名を除く。）は、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ その余の部分については、法14条2号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 文書番号5（遺族補償年金支給請求書等）②及び文書番号18（保険給付実地調査復命書）②の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場の印影である。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号5の21頁の印影は、審査請求人が労働基準監督署に提出した遺族補償年金支給請求書の添付書類に押印されたものであり、審査請求人が承知している情報と認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ その余の印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書番号16（聴取書②）及び文書番号17（聴取書③）の不開示部分について

ア 当該不開示部分は、被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、署名及び印影並びに聴取内容であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、署名及び印影については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 聴取内容のうち、文書番号16の3頁5行目12文字目ないし7行目及び8行目3文字目ないし22文字目並びに文書番号17の4頁21行目15文字目ないし22行目及び23行目3文字目ないし23文字目については、原処分で既の開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条

7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書番号18（保険給付実地調査復命書）①の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、当該事業場を調査した内容及び当該事業場の協力を得て撮影した写真である。

ア 当該不開示部分のうち、2頁1行目は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり調査した内容であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報であって、審査請求人が知り得るものでもないから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、5頁ないし7頁の写真については、通常、一般人が立ち入ることのできない当該事業場内部を撮影したものであり、当該事業場の内部管理に関する情報であって、審査請求人が知り得るものでもないから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 当該不開示部分のうち、8頁ないし14頁の不開示部分は、当該事業場が労働基準監督署の求めに応じて提出した調査票（回答）である。

(ア) 8頁の労働保険番号は、原処分において既に開示されており、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3

号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書番号18（保険給付実地調査復命書）④の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分に当たり、当該事業場の協力を得て撮影した写真であり、上記（5）イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書番号19（病院提出資料）、文書番号22（病院処務規程）、文書番号23（履歴書・身上書）、文書番号25（勤務月報）及び文書番号30（意見書④）③の不開示部分について

当該不開示部分は、当該事業場が労働基準監督署の求めに応じて提出した資料の不開示部分である。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号23の2頁は、審査請求人の配偶者の勤務履歴であり、審査請求人が承知している情報と認められ、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分については、当該事業場の内部管理情報であって、審査請求人が知り得るものでもないから、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 文書番号29（意見書③）②及び文書番号30（意見書④）②の不開示部分について

当該不開示部分には、医師の意見が記載されており、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号に

ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)				4 開示すべき部分
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	年金一時金支給決定決議書	—					—
2	特定個人（精神事案）に係る遺族補償年金及び葬祭料の支給決定について	—					—
3	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1 頁労働者数の人数部分, 5 頁ないし 9 頁「調査結果」欄, 11 頁 2 4 行目ないし 4 7 行目, 13 頁発病の時期, 15 頁 1 行目ないし 4 行目, 16 頁「専門医の意見」欄 8 行目 4 文字目ないし 17 文字目, 21 文字目ないし 13 行目 10 文字目, 40 行目 7 文字目ないし 35 文字目, 17 頁 9 行目 16 文字目ないし 21 文字目, 25 文字目ないし 13 行目 10 文字目, 22 文字目ないし 28 文字目, 32 文字目ないし 17 行目 26 文字目, 20 行目 17 文字目ないし 24 文字目, 20	○	○		○	4 頁「調査結果」欄の 18 行目 13 文字目ないし 25 行目 3 文字目

		頁事業場内の組織図における被災者以外の氏名部分，23頁項目2の7行目4文字目ないし17文字目，21文字目ないし12行目10文字目，24頁項目2の13行目7文字目ないし35文字目，項目3の7行目16文字目ないし21文字目，25文字目ないし11行目10文字目，22文字目ないし28文字目，32文字目ないし15行目26文字目及び25頁項目3の3行目17文字目ないし24文字目					
4	資料目次	11行目4文字目ないし8文字目及び12行目7文字目ないし16文字目	○				なし
5	遺族補償年金支給請求書等	①3頁署名，印影，住所記載及び7頁印影部分	○				全て
		②21頁印影部分		○			全て
6	聴取書①	－					－
7	申立書	－					－
8	人間ドック検査成績報告書	－					－
9	組織図等	－					－
10	雇用契約書等	－					－
11	履歴書	－					－
12	遺書等	－					－
13	支給明細書	－					－

1 4	時間外出務届 (命令簿)	—					—
1 5	出退勤情報	—					—
1 6	聴取書②	1頁2行目3文字目ないし23文字目, 3行目3文字目ないし15文字目, 4行目3文字目ないし13文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目及び8行目ないし7頁3行目(項目番号を除く。)	○			○	3頁5行目12文字目ないし7行目及び8行目3文字目ないし22文字目
1 7	聴取書③	1頁2行目3文字目ないし21文字目, 3行目3文字目ないし18文字目, 4行目3文字目ないし14文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目及び8行目ないし8頁12行目(項目番号を除く。)	○			○	4頁21行目15文字目ないし22行目及び23行目3文字目ないし23文字目
1 8	保険給付実地 調査復命書	①2頁1行目, 5頁ないし7頁の写真, 8頁労働保険番号, 労働者数, 産業医選任状況の記載及び11頁ないし14頁不開示部分全て		○	○	○	8頁「労働保険番号」
		②8頁印影部分		○			なし
		③1頁「6 調査対象者等」の(2)の職・氏名, 8頁職名及び氏名部分	○				なし

		④ 4 頁の写真	○	○	○	○	なし
1 9	病院提出資料	受付印を除く不開示部分			○	○	なし
2 0	病院パンフレット	—					—
2 1	組織図等	本人部分を除く不開示部分	○				全て（役職及び氏名を除く。）
2 2	病院処務規程	1 頁 1 行目を除く不開示部分			○	○	なし
2 3	履歴書・身上書	2 頁全て			○	○	全て
2 4	給与台帳	—					—
2 5	勤務月報	2 0 1 1 年度 1 0 月及び 1 1 月分除く不開示部分			○	○	なし
2 6	健康診断受診状況総括表	1 頁様式部分及び本人に係る記載部分を除く不開示	○				なし
2 7	意見書①	医師署名及び印影部分	○				なし
2 8	意見書②	医師署名及び印影部分	○				なし
2 9	意見書③	①医師署名及び印影部分	○				なし
		②項目 5 に関する記載	○			○	なし
3 0	意見書④	①医師署名及び印影部分	○				なし
		② 3 頁 3 行目ないし 7 行目	○			○	なし
		③ 4 頁全て			○	○	なし
3 1	労働者災害補償保険法第 4 9 条に基づく照会について	担当者氏名部分	○				なし